

A33 労働分配率により請負料金を算出します。

【解説】

請負料金と賃金との相関関係を最も端的に表す指標として「労働分配率(新たに生み出した付加価値に対する割合)」があります。請負業務とは、一般の製造業や販売業と違い、原材料を必要としないので、料金のほとんどが新たに生み出した「付加価値」といえるでしょう。そこで、付加価値＝請負料金という関係が成り立ちます。

一方、料金の原価は人的労働を中心としているので、そのほとんどが賃金になります。TKC 経営指標(平成 24 年指標版)によると「その他の医療に付随するサービス業」の労働分配率は 50%～60%程度となっています。

したがって、適正な請負料金の範囲は、その仕事に従事する適正な質と量から成り立っている「賃金」の2倍程度ということになります。

なお、取引の恣意性を排除する観点から、「請負契約書」には契約内容、料金、支払時期など、第三者間取引と同様の効果を想定し、客観性を維持することが重要です。